

# 愛知県環境審議会水質・地盤環境部会（2022年度第3回）会議録

## 1 日時

令和5年2月2日（木）午後1時30分から午後2時45分まで

## 2 場所

愛知県環境調査センター 1階 第一会議室

## 3 出席者

### （1）委員（16名）

#### 【オンライン出席】

井上部会長、浅川委員、神谷委員、榑原委員、田中委員、南委員、石附専門委員、神野専門委員、武田専門委員、田代専門委員、廣岡専門委員、宮崎専門委員、小林特別委員（代理：東海農政局農村振興部農村環境課長）、彦坂特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐）、稲田特別委員（代理：中部地方整備局企画部企画課環境調整官）、中山特別委員（代理：中部地方環境事務所環境対策課長）

（以上16名）

### （2）事務局（8名）

#### 【対面出席】

（愛知県環境局）近藤技監

（水大気環境課）原野担当課長、鈴木課長補佐、中原課長補佐、城森主任、内藤主任、伊藤主任

（環境調査センター）内藤水環境部長

（以上8名）

## 4 傍聴人等

傍聴人 なし

報道関係者 なし

## 5 議事

- ・会議録の署名について、井上部会長が神谷委員と南委員を指名した。

### （1）部会長代理の指名について

資料1について、事務局から説明があった。また、井上部会長が浅川委員を部会長代理に指名した。

## (2) 報告事項

### ア 令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

#### 【浅川委員】

矢作ダムでアルキル水銀の調査を実施するとの事だが、具体的にはどのような理由か。

#### 【事務局】

中部地方整備局の地点において、未測定的项目を順次調査する方針の一環と聞いている。

#### 【神谷委員】

定期モニタリング調査の対象井戸が250本程度との説明があったが、これは増加傾向か。また、監視を終えた事例と合わせ、全体の増減はどうか。

#### 【事務局】

定期モニタリング調査の対象井戸について、今年度が154地点244本で実施、来年度が現在のところ153地点252本を予定している。事業者が措置を完了し、地点数が減ることがあり、対象井戸の増加と合わせて、毎年度ほぼ同程度で推移している。

#### 【南委員】

一部地点での1,4-ジオキサン測定終了について、終了する事について何か基準はあるか。今回は10年間下限値未満だったためと記載があるが、他の項目でもそのような基準があるのか。

#### 【事務局】

毎年度の部会では示していないが、測定回数増減は愛知県、水質汚濁防止法政令市及び中部地方整備局の間で基準を取り決めている。1,4-ジオキサンなど、普段検出されないことがないような健康項目は、10年間測定し、その間に1度も検出されることがなければ、順次、測定頻度を減らしていく事としている。また、健康項目のうち、ふっ素、ほう素といったある程度検出される項目は、10年間の測定の中で環境基準の半分以上の値を検出しなければ頻度を減らすなど、項目の検出状況によって基準を設けている。

#### 【南委員】

そうすると、例えば値が高くなるなどした場合に、また監視を行うといった事も決められているのか。

**【事務局】**

頻度を減らした後に対象物質が検出されることがあれば、頻度を増やしていくことも取り決めている。

**【井上部会長】**

1, 4-ジオキサンについて、ローリング調査に移行することにより減少する地点数が海域では7地点あるとの事だが、2ページを見ると、カドミウム、ヒ素、追加15項目なども1年おきと記載がある。ローリング調査とは、地点を2つのグループに分けて1年おきに実施するのか、全ての補助点で1年間やめて次の年に実施するのか、どちらの方法か。

**【事務局】**

ローリング調査は、地点を2つのグループに分けて、その年にやるグループとやらないグループで交互に調査を実施している。

**【井上部会長】**

2023年度に1, 4-ジオキサンの調査を実施しないグループに7地点が含まれるため、その分が減少するという理解で良いか。

**【事務局】**

そのとおり。

**イ 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型（河川）の見直しに係る方針について**

資料3について、事務局から説明があった。

**<質疑応答>**

**【井上部会長】**

表2には、全ての水域が記載されているという事で良いか。または、見直しを実施した水域のみか。

**【事務局】**

愛知県に見直し権限のある全ての水域を記載している。

**【井上部会長】**

類型にハッチがかかっている箇所は、見直しを実施したところということで良いか。

**【事務局】**

見直し前の年度にハッチがかかっている部分が前回見直しを実施している水域である。

**【井上部会長】**

現行の類型にハッチがかかっているところはどういう意味か。

**【事務局】**

現行の類型にハッチがかかっているのは、当該水域が A 類型である事を示している。A 類型にハッチをかけているのは、上位類型である AA 類型への見直しの判断基準を 10 年間としており、他の水域とは扱いが異なるため、A 類型のみハッチングで強調している。

**【田代専門委員】**

達成期間のイ・ロ・ハについて、意味する所をもう少し詳細に教えていただきたい。

**【事務局】**

イ・ロ・ハはそれぞれ、何年以内に現行類型の達成を目指すかといった基準であり、イが直ちに達成、ロが 5 年以内に達成、ハが 5 年を超える期間で可及的速やかに達成を目指すとされている。

**【田代専門委員】**

見直しを行う判断基準として 5 年、10 年とあるが、それとは別に、さらに条件を加えているというイメージで良いか。

**【事務局】**

5 年、10 年などの見直しを行う際の判断基準は、現に類型を達成している水域の類型を見直すにあたり、県が設定した基準である。一方、達成期間のイ・ロ・ハは、法の枠組みとして、目標として達成すべき類型を定めた際に、併せて設定するとされているものである。

**【田代専門委員】**

表 2 を見ると、達成期間はほぼイとなっているが、1 か所だけロになっている。ここは見直そうと思っても×が続いているためロとしているのか、できれば全てイにしたいのか伺いたい。

**【事務局】**

愛知県としては、全ての水域でイを目指しているが、御指摘の通り、境川上流については環境基準を達成しない年度もあるため、ロとなっている。

**【井上部会長】**

境川上流は、2018 年に見直しを実施し、C 類型から B 類型に上げたということで良いか。B 類型を 5 年満足していたため、見直したという事ではないか。

**【事務局】**

そのとおり。この水域は、過去をさかのぼると基準を達成しないことが多く、そうしたことが反映されている。[説明について訂正あり。(3) その他参照]

**【井上部会長】**

そのため、達成期間をイではなくロとして、類型を見直したという事か。

**【事務局】**

そのとおり。

**【井上部会長】**

境川上流は 2019 年度から 2021 年度まで、上位類型は達成していない状況だが、B 類型は達成しているのか。

**【事務局】**

B 類型は達成している。

**【井上部会長】**

達成しているということは、どこかでロをイに変えることは出来るのか。

**【事務局】**

これまでの説明に誤りがあったため、訂正する。境川上流は、前回の見直し時に C 類型から B 類型に見直したのではなく、達成期間をハからロに変更する見直しを実施している。

**【井上部会長】**

ハからロに変えた上で、今のところ B 類型を 3 年間なり 5 年間は達成している状況という事で良いか。

**【事務局】**

2019 年度から 2021 年度は達成している状況である。

**【井上部会長】**

2016 年度に見直しを実施した水域について、前回から 5 年間の経過したため次年度に見直しを行うとの事だが、2018 年度に見直しを実施した境川上流の達成期間については、見直し後 5 年間の状況次第で、ロからイに見直しを行う可能性があるという事で良いか。

**【事務局】**

そのとおり。

**ウ 伊勢湾の底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について**

資料 4 について、事務局から説明があった。

**<質疑応答>**

**【井上部会長】**

伊勢湾には既存の水質測定地点、環境基準点があると思うが、それとは別に測定地点を定めなければならないということか。または既存の環境基準点を用いることになるのか。

**【事務局】**

現在、伊勢湾には、COD、全窒素・全リン等、複数の種類の環境基準点を兼ねた地点が存在するが、底層 D0 についても、可能な場合は既存の環境基準点を利用する事になる。底層 D0 の環境基準点については、今後環境省から選定に係る方針が示されるため、方針を受けてから再度検討する事になる。

**【井上部会長】**

資料の 3 ページについて、生物 3 類型とされている範囲は、水深で決められているのか。

**【事務局】**

生物 3 類型の範囲は、三重県側は水深に沿っているが、愛知県側の中部国際空港近辺は水深に沿っていない。このあたりは、実際の貧酸素水塊の発生状況などを重ね合わせ、境界を決定している。

**【井上部会長】**

境界の部分は何か文章になっているのか。地図上で示されているだけか。

**【事務局】**

環境省の告示では、3 ページの表について別記があり、別記にて文章で細かく範囲を指定している。ただ、文章量が多いため今回の資料には示していない。

**【井上部会長】**

水深であれば簡単だと思うが、範囲を全て文章で書くのは大変と思い質問した。

**【南委員】**

水域の範囲というのは、緯度経度で示されているのではないか。文字、文章ではあいまいであると思うが。

**【事務局】**

例として、既存の類型では、ある港の南西端の陸地の地点から西方 500 メートルの緯度経度を指定した地点までを結ぶ線、などといった事を記載し、細かく類型を区切っている。

**エ 水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験について**

資料 5 について、事務局から説明があった。

**< 質疑応答 >**

**【井上部会長】**

この検討会には私も参加しており、別添 2 の会議録のとおり、かなり激しい意見も飛び交うような会議であるが、発言すべきところはしていきたいと思う。何かこのような発言をすべきという事項があれば知らせていただきたい。また 6 月に検討会が開かれるため、その結果は本部会で報告していただくこととなっている。

**(3) その他**

**【事務局】**

先ほどの資料 3 の説明に一部誤りがあったため、再度訂正させていただきたい。資料 3 の 4 ページ、表 2 の 2 / 2 のうち、境川上流の環境基準達成状況について申し上げたが、2012 年度から 2018 年度までの見直し前の期間中、現行類型の B 類型を達成したのは 2014 年度と 2016 年度のみである。先ほど 5 年間連続で現行類型を達成している期間がある旨説明したが、誤りであるため訂正する。

**【稲田特別委員：代理 中部地方整備局企画部企画課環境調整官】**

今回の部会は、報告事項のため、内容確認という位置づけで良いか。

**【事務局】**

審議ではないため、事務局からの報告について確認していただくというものになる。

**【稲田特別委員：代理 中部地方整備局企画部企画課環境調整官】**

資料を見ると、中部地整の各部門が関係しているため、各担当に照会をかけている。もし意見があれば別途連絡させていただきたいが、そういった取り扱いで良いか。

**【事務局】**

そのように願います。